

森林環境保全整備事業

【平成19年度概算決定額 36,034(40,492)百万円】

事業のポイント

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有しています。これらの機能を持続的に発揮していくためには、自然的条件や地域のニーズ等に応じて、効率的・効果的に適切な整備を進める必要があります。

このため、100年先を見据え、森林整備を計画的に推進することにより、重視すべき機能に応じた多様で健全な森林へと誘導し、森林環境の保全に資するものとします。

(我が国の森林の現状と課題)

- ・ 100年先を見据え、広葉樹林化、長伐期化等による多様な森林への誘導が必要。
- ・ 京都議定書における6%の削減目標のうち3分の2近くを森林の吸収で賄う必要。

政策目標

- 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進
 - ・ 育成途中にある水土保持林のうち、機能が良好に保たれている機能の割合を維持向上 63%(H15)→66%(H20)
 - ・ 針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合を増加 31%(H15)→35%(H20)
 - ・ 育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量を増加 8.4億m³(H15)→9.6億m³(H20)

<内容>

1. 育成林整備事業

育成林における広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化等の多様な森林整備とそれに必要な路網を一体的に整備します。

【育成林整備事業 31,631(35,792)百万円】

2. 共生環境整備事業

森林環境教育等の利用のための森林空間や路網の整備、地域コミュニティやNPO等の参画を得た里山林の整備等を推進します。

【共生環境整備事業 402(462)百万円】

3. 機能回復整備事業

森林の基本的な機能の回復を図るため、被害森林の復旧、無立木地の造林、災害復旧のための林道開設、林道改良等を実施します。

【機能回復整備事業 3,434(3,511)百万円】

<事業実施主体>

森林所有者、森林組合、都道府県、市町村等

<主な補助率>

3/10・5/10(造林)、30/100・45/100・50/100(林道)

[担当課：林野庁整備課]